

認定音楽療法士 資格更新規則

第1条 認定音楽療法士の更新には、資格認定を得た後も本学会の正会員を引き続き継続し、前年度の年会費を納めていることを必要とする。

第2条 認定音楽療法士は、その資格認定を得た年度より5年目の更新申請日までに、資格更新規則細則に示すI群よりIV群の(1)~(16)の教育研修機会のうち、I群の(1)あるいは(2)と、IV群の(14)~(16)のいずれか1つを含めた3つ以上にわたって、計50ポイント（以下Pと略す）以上を取得していなければならない。

第3条 認定音楽療法士は第2条に定める期間の経過後も引き続き5年ごとの期間に第1条の条件を充足し、第2条に定める内容と同様のポイントを取得していなければならない。ポイントの対象期間は別紙記載の期間とする。

第4条 1. 本学会が別に定める書式により、当該認定音楽療法士は第2条または第3条に定める内容に沿って定められた期日までに所定の手続きを行うものとする。添付書類として細則に規定された証明書の現物とコピーを必要とする。

2. 第2条によるポイントが特別な事情により不足する場合は、猶予申請書と証明書等を添付して猶予申請をすることができる。

3. 定められた期日までに資格更新のための所定の手続きが行なわれない場合は、認定音楽療法士の資格を放棄したものとみなされる。

第5条 この別項の改廃は、資格認定委員会の議決を経て、本学会理事会において出席者の2分の1以上の議決によりこれを行う。

附則 1. 本項は1998年9月27日より施行する。

2. 第2条の規定にかかわらず、名誉認定音楽療法士にあたるものは、上記の規則の適用を受けないものとする。

認定音楽療法士 資格更新規則細則

第1条 本細則は、日本音楽療法学会（以下本学会という）の制定する認定音楽療法士資格更新規則第2条および第3条によりこれを定める。

第2条 認定音楽療法士更新規則第2条でいう教育研修機会（I群よりIV群の(1)～(16)および取得できるポイント数（以下Pと略す）とは以下を示す。

I群 学術大会・研修会・講習会受講

- (1) 日本音楽療法学会学術大会への参加…………… 5 P
- (2) 日本音楽療法学会各支部主催の支部大会（支部地方大会）への参加…………… 5 P
 - ※1）上記(1)(2)でいう大会への参加は、その参加ごとにポイントを取得することができる。但し大会は1日参加でも2日参加でも5 Pとする。
 - ※2）上記(1)(2)に参加した場合は参加証を更新申請時に添付すること。無記名の上記(1)(2)は必ず記名して提出するものとする。
 - ※3）上記(1)(2)の運営実行にかかわった委員には、それぞれ受講と同等のポイントを付与する。申請時には主催者の証明または大会抄録（要旨集）の実行委員会組織図のコピーの添付を必須とする。
- (3) 本学会（各支部を含む）が主催する講習会（対面講習会、オンライン講習会）、研修会、ワークショップ、音楽療法講座の受講……………算定ポイントは別表参照
- (4) 本学会の本部もしくは支部における該当委員会にて承認された団体が行う講習会（対面講習会、オンライン講習会）、研修会、ワークショップ、音楽療法講座の受講……………算定ポイントは別表参照

表 講習会等の種別と取得ポイント

主催	学会・支部主催		認定団体主催	
	対面講習	オンライン講習	対面講習	オンライン講習
講習会開催形式	対面講習	オンライン講習	対面講習	オンライン講習
参加確認	参加者 当日受講確認	主催者による参加確認	参加者 当日受講確認	主催者による参加確認
更新ポイント	180分以上 一律 5 P	90分～180分未満2.5P 180分以上一律 5 P	180分以上 一律 3 P	90分～180分未満1.5P 180分以上一律 3 P

- 注1）講習会の開催形式は、対面講習、オンライン講習とする。オンライン講習には、オンデマンド型講習、ライブ（双方向性）型講習、対面とオンラインの折衷型講習がある。
- 注2）講習会開催に際して、受講者の参加確認を必須とする。参加確認の方法は、対面講習では、講座当日に受講を確認する。オンライン講習では、開催主催者は①レポート提出、②テスト、③入退出履歴の確認のいずれか一つをもって参加確認を行う。
- 注3）参加確認の責任者氏名を「講習会等認定申請書」に必ず明記すること。
- 注4）上記講習会等の実施にあたり、同一プログラムで対面講習とオンライン講習を同時開催（併用）する折衷型講習の場合、180分以上の受講が求められる対面講習に準じて、

オンラインでの参加であっても180分以上の受講が必要とされる。

- ※ 4) 上記(3)(4)を受講した場合は、受講証を更新申請時に添付すること。無記名のものは必ず記名して提出するものとする。
- ※ 5) 上記(3)の運営実行にかかわった委員には、それぞれ受講と同等のポイントを付与する。申請の際、必ず主催者の証明または大会抄録（要旨集）の実行委員会組織図のコピーを添付すること。
- (5) 海外の大会・講習会参加…………… 5 P
 - ※ 6) 海外の大会・講習会とは音楽療法に関するものに限定される。
- (6) 本学会が認める関連学会主催の関連学術大会、関連領域の音楽療法以外の講習会…………… 3 P
 - ※ 7) 関連学会とは、別表に掲載したものをいう。掲載のない学会については日本学術会議に登録されているか、または会員数500人以上で構成される学会（協会）とする。ホームページなどで会員数が掲載されているページを印刷して添付すること。更新申請時に、「関連学会・地方学会誌・関連学会誌」に関する認定申請書（SKE）を提出し、大会や講習会等のプログラムなど内容のわかるもの、および参加証（受講証）が発行されている場合はその証明書を添付すること。
 - ※ 8) 関連領域とは、医学、心理学、音楽学、音楽教育、看護、福祉、保育、障害児教育、芸術療法、作業療法、言語療法等の領域を指す。
- (7) 認定音楽療法士資格取得後における国内および海外の大学・大学院での研修…………… 2単位：5 P（最大20Pまで）
 - ※ 9) 大学および大学院での研修は単位取得済みの科目のみが申請対象となる。専門学校での単位取得は対象外である。単位取得証明書を必ず添付すること。証明書は開封し、コピーをとること。海外の大学または大学院で単位取得した場合は、その証明書の内容を翻訳し原本の証明書とともに提出すること。

II群 研究発表

- (8) 日本音楽療法学会学術大会および各支部大会、WFMT、AMTA、国際芸術療法学会、その他海外の音楽療法学会での発表
 - ①一般発表（ポスター発表も含む）…………… 8 P
 - ②企画者、シンポジスト、指定討論者、話題提供者…………… 8 P
 - ③講習会、研修会、ワークショップ、音楽療法講座：講師参加…………… 10 P
- (9) 本学会が認める音楽療法に関する講習会、研修会、ワークショップ、音楽療法講座での発表
 - ①一般発表（ポスター発表も含む）…………… 5 P
 - ②企画者、シンポジスト、指定討論者、話題提供者…………… 8 P
 - ③講師参加…………… 8 P
- (10) 本学会が認める関連学会主催の学術大会での音楽療法に関する発表…………… 5 P
 - ※ 10) 研究発表とは、音楽療法に関する事例研究、調査研究または実験研究の発表をいう。なお、共同研究者および共同発表者は発表者としてのポイントを取得することはできない。更新申請時に、発表証明や抄録（要旨集）部分のコピーと発表者一覧部分のコピー、発表を示すプログラム等を添付すること。特に(10)についてはプログラムに加え発表原稿など、研究内容にかかわるものを添付すること。座長、司会者はポイント対象外である。

※11) (8)でいう企画者、シンポジスト、指定討論者、話題提供者は自主シンポジウムも含まれる。

※12) 本学会が認める音楽療法に関する講習会、研修会、ワークショップ、音楽療法講座とは※5)と同様とする。

※13) 本学会が認める関連学会とは※7)と同様とする。

Ⅲ群 研究論文・著書

(11) 日本音楽療法学会誌、支部学会誌および関連学会誌、WFMT、AMTA、国際芸術療法学会での音楽療法に関する研究論文の発表

①原著、総説……………10P

②小論文（事例研究を含む）……………6P

③特集記事（日本音楽療法学会誌のみ）……………6P

④資料……………3P

⑤書評（日本音楽療法学会誌のみ）……………3P

(12) 本学会および各支部に団体登録している研究団体が発行している研究誌や関連領域の学会誌での音楽療法に関する研究論文の発表、および国内・海外の大学の研究紀要、大学院の修士論文、博士論文

①博士論文……………10P

②原著、総説、大学の研究紀要、修士論文……………5P

③小論文（事例研究を含む）……………3P

④資料……………1P

※14) 研究論文とは、音楽療法に関する事例研究、調査研究または実験研究の論文発表をいう。
なお、査読機構を持つ研究誌、学会誌に掲載されたものでなければポイントを取得することはできない。投稿規定と抜き刷り（別刷り）を添付すること。抜き刷りがない場合は本文のコピーと冊子の表紙、執筆者、目次、発行日がわかる部分のコピーを添付すること。

(13) 本学会が認める音楽療法関係の著書の出版

①原著に準ずるもの……………15P

その他……………10P

②講座等の場合は、各巻を一冊として評価する……………10P

③分担執筆の場合

10ページ以上……………7P

10ページ未満……………3P

④翻訳の場合

10ページ以上……………7P

10ページ未満……………3P

※15) (11)~(13)のいずれも共著の場合は、筆頭著者以外は、その著者数×2で除したポイントを各自取得する（小数点となる場合は切り捨てる）。

※16) 証明書として著者 / 翻訳書名、目次、出版社、出版日がわかる部分のコピーを添付すること。書籍の現物は不要。

ポイント計算例：日本音楽療法学会誌に原著として掲載。筆頭者を含め4名で執筆した場合。

筆頭者 10P

共著者 4名×2=8 10P÷8=1.25 小数点は切り捨てのため1Pとなる。

Ⅳ群 臨床および教育実践

- (14) 日本国内または海外での音楽療法の有償の臨床経験（上限30Pまで）
10セッション以上の継続臨床例で、更新申請時に症例報告書（SKF または SKG）を提出する。
.....主セラピスト1症例（集団療法を含む）5P
.....副セラピスト1症例（集団療法を含む）2P
- (15) 本学会が認めるスーパーバイザー経験およびスーパーバイザー経験（上限16Pまで）
更新申請時に、スーパービジョン終了報告書（SKH）を提出する。
.....8P
- (16) 本学会が認める教育機関での音楽療法に関する教育経験（上限24Pまで）
同一科目で通年または半期にわたって12回以上継続する講義を担当するもので、更新申請時に教育終了報告書（SKI）を提出する。（終了済みの講義に限る）
.....1年につき8P
- ※17) 上記の(14)にいう症例報告について、ホスピスなどの場合に10セッションに満たない継続臨床例であっても内容によっては認められるものとする。また、「有償」と規定されているのは資格認定を受けた者の臨床行為に職業的責任を求める立場からである。有償の臨床経験とするのは、給与・謝礼・交通費などを支給されているもので、その名目は問わない。有償で行ったことの明記を必要とする。報告書の記載内容を証明する臨床証明書や在職証明書を添付する。やむを得ない事情により証明書が得られない時には、その理由を明記した自認書を提出すること。臨床証明書の書式は作成マニュアルを参考にする
こと。
- ※18) 症例報告は、本学会の倫理規定を踏まえた上で、職業的専門性と責任を明らかにしたものでなくてはならない。そのために「経過」「結果」「考察」欄のいずれかで、音楽の臨床的役割を明確に伝える簡素かつ実証的な記載が求められる。
- ※19) 上記(14)(15)(16)における報告書は、報告内容の質を確認できるようにパソコンによる作成が望ましい。その書式は学会のホームページからダウンロードすることができる。なお、希望者にはCD-Rを送付する。
- ※20) スーパーバイザー経験とは、音楽療法実践において、一事例につき1回1時間以上、同一のバイザーの指導の下、継続して10回以上、音楽療法全般について、個別的な指導を受けた場合をいう。電話や、テレビ等を用いたやり取りも回数、時間等の条件を満たしていれば可とする。以上のほか、臨床心理面接、臨床心理査定等についても、上記に準ずる時間と内容を費やした指導を受けた場合はこれに含める。たとえば、公開の場で事例報告にもとづき、講師の助言を得る形式のものはスーパービジョンのような継続性がないので、『研究発表』と同じ扱いとなり、ここでいうスーパーバイザー経験とは区別される。スーパーバイザーとして申請する場合は、スーパーバイザーの資格等を証明する資料（日本音楽療法学会資格登録証明書のコピー等）やプロフィール等を添付すること。
- ※21) 学会が認めるスーパーバイザーは、本学会認定音楽療法士としての臨床経験（音楽療法

に関する教育経験も含む)が10年以上で、学会発表や研究論文発表などの実績を有する者、もしくは医療、心理臨床、音楽等の領域の専門家でなければならない。また、学会が主催するスーパービジョンの在り方に関わる研究・協議の機会を活用して研鑽を積むことが期待される。

※22) 教育経験とは、専門職養成に関わる教育機関として公的(文部科学省・厚生労働省・都道府県等)に認可された学校等における教育経験とし、音楽療法を主要な内容にしたものか、あるいは音楽療法士をめざす学生を対象にした講義でなくてはならない。また、同一年度に複数の科目を担当しても1年分(8P)とカウントする。申請にあたって担当科目のシラバスのコピー(1年毎)と在職証明書または、それにかわるものを必要とする。

附 記

1. 本細則は1998年9月27日より施行する。
2. I群でいう講習会に関しては、a. 音楽療法、b. 医学、c. 心理学、d. 福祉の各領域にわたり3領域以上にわたってポイントを取得することが望ましい。
3. 関連学会

日本心身医学会	日本音楽教育学会	日本LD(学習障害)学会
日本バイオフィードバック学会	日本音楽知覚認知学会	日本行動科学学会
日本ストレス学会	日本音声言語医学会	日本集団精神療法学会
日本産業精神保健学会	日本保育学会	日本小児心身医学会
日本産業ストレス学会	日本カウンセリング学会	日本小児精神神経学会
日本思春期学会	日本病跡学会	日本パーソナリティ心理学会
日本芸術療法学会	日本社会精神医学会	日本発達心理学会
日本死の臨床研究会	多文化間精神医学会	日本犯罪学会
日本自律神経学会	日本家族心理学会	日本描画テスト・描画療法学会
城南地区心身症研究会	日本学生相談学会	日本ブリーフサイコセラピー学会
西日本芸術療法学会	日本行動医学会	日本人間性心理学会
日本特殊教育学会	日本交流分析学会	日本森田療法学会
日本心理学会	日本催眠医学心理学会	日本教育心理学会
日本応用心理学会	日本自立訓練学会	日本児童青年精神医学会
日本健康心理学会	日本精神衛生学会	日本知的障害者福祉協会
日本心理臨床学会	日本精神分析学会	日本認知・行動療法学会
日本精神病理学会	日本生理心理学会	日本ダイケア学会
日本精神神経学会	日本内観学会	日本心療内科学会
日本病院・地域精神医学会	日本箱庭療法学会	日本リハビリテーション医学会
日本精神保健看護学会	日本犯罪心理学会	日本作業療法士協会
日本高次脳機能障害学会	日本神経治療学会	日本認知症ケア学会
日本認知症予防学会	日本保健医療行動科学学会	日本臨床心理士会
大阪府臨床心理士会		

【注】掲載されている内容は、変更(追加)があり得ますので、情報にご注意ください。掲載されている以外の学会(※7)参照)は、「関連学会・地方学会誌・関連学会誌」に関する認定申請書(SKE)を提出してください。

認定音楽療法士 資格更新猶予規定・再取得規定

第1条 この規定は、日本音楽療法学会認定音楽療法士資格更新規則第4条2項にもとづき資格更新の猶予について定める。

第2条 猶予の対象は次の2つに分ける。

1. 申請時点でポイント不足や必須項目の不足が明らかになった場合、および期間中に申請した
がポイント不足や書類不備などにより不合格となった場合。
2. 長期療養中、家族の介護、妊娠、出産、育児期間中、研究等のため海外在住、および経済的
理由（災害等）等により申請が不可能な場合。

第3条 ポイント不足、書類不備による不合格の場合は、次のように措置する。

1. 申請猶予を認める。（猶予申請書の提出が必要となる）
2. 猶予は一更新期間に1回限り認められる。
3. 猶予期間は1年間とする。
4. 猶予期間中は、認定音楽療法士を呼称することができる。
5. 次回更新は、猶予後の更新年度から5年後とする。
6. 不合格の内容について問い合わせることができる。担当委員会は速やかに返答するものとす
る。
7. 猶予後の再申請について不合格の場合には、認定音楽療法士の資格を失う。

第4条 長期療養中、家族の介護、妊娠、出産、育児期間中、研究等のため海外在住、および経済的
理由（災害等）等により申請が不可能な場合は次のように措置する。

1. 更新手続き期間中に事情を記した書類と証明書等を添付して更新猶予を申請し猶予の認可を
受けなければならない。
2. 猶予は一更新期間に1回限り認められる。
3. 更新猶予期間は、2年間とする。
4. 猶予後1年で更新可能となった場合には、資格認定委員会に書面によって申請することで猶
予期間を短縮することができる。
5. 猶予期間中は、認定音楽療法士を呼称することができる。
6. 次回更新は、猶予後の更新年度から5年後とする。
7. 猶予後の再申請について不合格の場合には、認定音楽療法士の資格を失う。

第5条 認定音楽療法士資格を失った者が、資格の再取得を希望する場合は、面接試験を受験し、合
格することで資格を再取得できる。試験内容の詳細については、日本音楽療法学会音楽療法
士認定規則書（面接試験）の「資格失効者再取得」を参照すること。